

地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第7号
最終改正 令和6年2月22日市立東大阪医療センター規程第143号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給料（第3条—第9条）
- 第3章 初任給、昇格、昇給等（第10条—第25条）
- 第4章 扶養手当（第26条—第32条）
- 第5章 初任給調整手当（第33条—第36条）
- 第6章 地域手当（第37条）
- 第7章 通勤手当（第38条—第50条）
- 第8章 住居手当（第51条—第57条）
- 第9章 特殊勤務手当（第58条—第72条）
- 第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（第73条—第78条）
- 第11章 看護職員等処遇改善手当（第79条）
- 第12章 管理職手当（第80条—第85条）
- 第13章 管理職員特別勤務手当（第86条）
- 第14章 期末手当及び勤勉手当（第87条—第90条）
- 第15章 休職者の給与（第91条）
- 第16章 雜則（第92条—第97条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター就業規則（以下「就業規則」という。）第78条の規定に基づき、職員（就業規則の適用を受ける職員をいう。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。
- 3 手当の種類は、扶養手当、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、看護職員等処遇改善手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第2章 給料

（給料表及び職務の級）

第3条 職員の給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（一）（別表第1）
- (2) 医療職給料表（二）（別表第2）

(3) 事務職給料表（別表第3）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4及び別表第5に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。
- 3 理事長は、すべての職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等（就業規則第28条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規則第28条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料支給の始期及び終期）

第4条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、退職した日に再び職員となつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 昇給、降給等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日までの分を日割により支給する。ただし、職員が死亡したときは、この限りではない。

（給料の支給期日）

第5条 給料は、月の1日から末日までの期間についてその月の月額の全額を、その月の17日（その日が日曜日に当たるときはその日の前々日、土曜日に当たるときはその日の前日）に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合においては、給料月額の範囲内で支給日及び支給額を変更することができる。

（給料の日割計算）

第6条 給料の日割計算は、給料月額に支給又は減額する日数を乗じた額をその月の所定勤務日数で除してこれを行う。

（給与の減額）

第7条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（就業規則第36条第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）、就業規則第38条に規定する祝日法による休日（就業規則第39条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は就業規則第38条に規定する年末年始の休日（就業規則第39条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1日又は1時間につき、前条に規定する勤務1日当たりの給与額又は給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から理事長が別に定める休日の勤務時間を減じた時間で除して得た勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は

疾病（業務上の疾病、通勤による疾病及び結核性疾患を除く。）に係る療養のための就業規則第46条に規定する病気休暇の開始の日から起算して90日（育児短時間勤務職員等にあっては、90日にその者の1週間の勤務日数を5で除して得た数を乗じて得た日数）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給与の半額を減ずる。

- 3 前項の規定による日数の計算については、週休日（就業規則第29条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに時間外勤務代休時間、就業規則第42条に規定する年次有給休暇及び就業規則第47条に規定する特別休暇の日数は、これを算入しない。

（職務専念の義務を免除されたときの給与）

第8条 職務に専念する義務の特例に関する規程第2条第1号、第2号及び第4号の規定により職務に専念する義務を免除されたときは、当該期間給与を支給する。ただし、理事長が、給与を支給しないことを条件に免除したものであるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により職務専念の義務を免除されたものであるときは、その免除された1日又は1時間当たりの給与は、支給しない。

（事務引継ぎ等の場合の給料）

第9条 退職した者の事務引継ぎ又は残務整理のため特に命を受け事務に従事する場合には、その期間中退職した際、現に支給を受けていた給料を日割により支給する。ただし、既に支給を受けた月の分は、この限りでない。

第3章 初任給、昇格、昇給等

（新たに職員となった者の職務の級及び号給）

第10条 新たに職員となった者の職務の級及び号給は、別表第6、別表第7及び別表第8（以下「初任給基準表」という。）の定めるところによる。

- 2 初任給基準表に定めるそれぞれの職種について必要な最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数（同表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴（第12条第1項の規定の適用を受ける者（薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、医療ソーシャルワーカー、助産師、看護師及び准看護師（以下「薬剤師等」という。）を除く。）にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴とし、同条第2項の適用を受ける者にあっては、その者の任用の基礎となった試験に合格した時以降の経験年数又はその者に適用される同表の試験欄の区分に応じ、「大学卒程度」にあっては「大学卒」の区分に属する学歴免許等の資格、「高校卒程度」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴とし、薬剤師等にあっては、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師のうち看護師免許を有する者にあっては、看護師免許を取得した時）以後の経歴（精神保健福祉相談員のうち、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第4号から第10号までの規定により、相談援助の業務に従事した者にあっては、当該各号に規定するその者に必要とされる相談援助の業務に従事した期間（その者に必要とされる期間の最短の期間）を含んだ経歴をいう。）とする。）を別表第9に定めるところにより換算した年数をいう。以下同じ。）を有する職員の職務の級及び号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第14条までに定めるところにより、

初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができます。

- 3 第12条第2項の規定の適用を受ける者の任用の基礎となった試験が民間企業等における勤務経験を有することを受験資格としていた場合で、前項に規定するその者の経歴が、当該受験資格において必要とされる勤務経験の年数に満たないときは、当該年数を超えない範囲内において、その者が有する勤務経験の年数を同項に定める経験に加えることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び試験欄の区分又は学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、別表第10に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第11に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができます。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒程度」にあっては「大学卒」の区分、「高校卒程度」にあっては「高校卒」の区分が同表の学歴免許欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の職務の級及び号給)

第13条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の職務の級及び号給は、第10条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給）の号数に、当該経験年数のうち5年までの年数の月数については12月、5年を超えて10年までの年数の月数については15月、10年を超える年数の月数については18月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（新たに職員となった者の経験年数の月数を12月で除した後に残余の月数が9月以上、15月で除した後に残余の月数が11月以上又は18月で除した後に残余の月数が14月以上のときは、当該号給の数に3を加えた数を号数とする号給）とすることができます。

- 2 前項の場合において、新たに職員となった者の経験年数の月数を12月、15月又は18月で除した後に残余の月数があるとき（12月で除した後に残余の月数が9月以上、15月で除した後に残余の月数が11月以上又は18月で除した後に残余の月数が14月以上あるときを除く。）は、その者の採用後の昇給日に、第20条第4項に規定する昇給の号給数に、次の各号に定める号数を加えて得た号数とする号給とすることができます。

(1) 経験年数の月数を12月で除した場合

ア 残余の月数が6月以上9月末満のとき 2

イ 残余の月数が3月以上6月末満のとき 1

(2) 経験年数の月数を15月で除した場合

ア 残余の月数が7月以上11月末満のとき 2

イ 残余の月数が4月以上7月未満のとき 1

(3) 経験年数の月数を18月で除した場合

ア 残余の月数が9月以上14月未満のとき 2

イ 残余の月数が5月以上9月未満のとき 1

3 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等以下の学歴免許等の資格を有する者に対する第1項の規定の適用については、別に定める。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の職務の級及び号給)

第14条 前2条の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができます。

(特殊の職に採用する場合等の職務の級及び号給)

第15条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、職務の級及び号給の決定について第13条又は前条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してその者の職務の級及び号給を決定することができる。

(昇格)

第16条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

(昇格の場合の号給)

第17条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けっていた号給に対応する別表第12に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第17条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

(降格の場合の号給)

第18条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第12の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたもの

として取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(昇給)

第19条 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 職員を、前項の規定により昇給させるには、その職員の職務について監督する地位にある者の勤務評定その他の資料を参考としてこれを行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、55歳（別表第1の給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の昇給は、行わない。ただし、当該職員について、他の職員との均衡上必要があると認められるとき理事長が定めるところにより、当該職員の号給を調整することができる。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第20条 前条第1項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が良好であるとき 4
- (2) 理事長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間をいう。次項第2号において同じ。）の日数のうち週休日並びに祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日数のうち勤務しなかった日数（以下「欠勤日数」という。）が30日（育児短時間勤務職員等として在職していた期間中の欠勤日数については、当該欠勤日数に5日を当該育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た数を乗じて得た日数とする。）を超えたとき又は無届で欠勤した日数が5日を超えたとき 3
- (3) 勤務成績がやや良好でないとき 2
- (4) 第2号及び前号のいずれにも該当するとき 1
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による昇給をしない。
- (1) 懲戒処分を受けた場合
- (2) 理事長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間の日数のうち週休日並びに祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日数の2分の1以上の日数を勤務していない場合
- (3) その他理事長が必要と認める場合
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員又は7月2日から12月31日までの間に新たに職員となった職員は、昇給しない。
- 4 前項後段の規定により昇給しなかった職員が最初に昇給する場合の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、前項前段の規定による号

給数に相当する数を加えた数とする。

5 前4項（第2項を除く。この項において同じ。）の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前4項の規定にかかわらず当該相当する号給数とする。

（特別の場合の昇給）

第21条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の定めるところにより、第19条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀と認められる場合
- (2) あらかじめ理事長の指定を受けた職員研修に参加し、特に優秀な成績を修めた職員であって勤務成績が特に良好と認められる場合
- (3) 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合
- (4) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合
- (5) その他理事長が必要と認める場合

2 前項各号に掲げる場合の昇給は、昇給事由発生後速やかに（第3号の場合にあっては退職の日に）行う。

（最高の号給を受ける職員についての適用除外）

第22条 前2条の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（初任給基準表等が改正された場合の職務の級及び号給の決定）

第23条 初任給基準表その他初任給の基準が改正された場合又は別表第10若しくは別表第11が改正された場合であって理事長が必要があると認めるときは、その者の職務の級及び号給を理事長の定めるところにより上位の職務の級及び号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第24条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員療養規程第3条第2項の規定により休務を命ぜられた職員若しくは就業規則第62条第3項から第5項までに掲げる場合に該当して休職を命ぜられた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休務期間、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第13に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第25条 削除

第4章 扶養手当

（扶養手当の支給を受ける者の範囲）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、別表第2及び第3の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上で

あるもの（以下「事務職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

（扶養親族の範囲）

第27条 前条の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害を有する者

（扶養手当の月額）

第28条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（別表第2及び第3の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円）、前条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第29条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合及び第27条第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 前項の規定による届出をしようとする者は、扶養親族届（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 本人及び扶養親族の戸籍謄本又は住民票謄本（いずれも戸籍、住民票記載事項証明又はこれらに代るべき証明をもって、これに代えることができる。）
- (2) 扶養親族が心身に著しい障害を有する者である場合は、前号に規定する証明書及び医師の診断書
- (3) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にある者については、これを証することができる書類

（扶養手当の支給方法）

第30条 扶養手当の支給は、次の1号から3号に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、次の4号から6号に掲げる日の属

する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- (1) 新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合 その者が職員となった日
 - (2) 事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者または父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないとき 当該職員が事務職9級職員等以外の職員となった日
 - (3) 職員に扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前条第1項第1号に掲げる事実が生じたとき 当該事実が生じた日
 - (4) 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合 当該離職日又は死亡日
 - (5) 事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないとき 当該職員が事務職9級職員等となった日
 - (6) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合 当該事実が生じた日
- 2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある事務職9級職員等が事務職9級職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級職員等以外のものが事務職9級職員等となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合
- (準用)

第31条 第4条から第9条までの規定は、扶養手当の支給に準用する。

2 前項の規定によって準用される第7条第1項及び第8条の規定による扶養手当の減額規定の適用は、月の全日数について給料を支給しないこととされる場合に限る。

3 第1項の規定によって準用される第7条第2項及び第102条の規定により、扶養手当を、月の中途から減額又は支給しないこととなる場合は、その翌月から減額又は支給しないこととし、月の中途から減額又は支給しない事由が終了する場合も同様とする。

(権利の停止)

第32条 虚偽の届出又は届出の遅延によって不当に扶養手当を受けたときは、既に支給を受けた手当を返還せしめ、かつ、その後の手当を支給しないことがある。

第5章 初任給調整手当

(初任給調整手当の支給範囲及び額)

第33条 医師又は歯科医師の職に新たに採用された職員であって、その採用が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学を卒業した日以後における最初の4月1日(以下「基準日」という。)から35年を経過するまでの期間内に行われたものにあっては、初任給調整手当として基準日以降の区分に応じた別表第15に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあっては、その額に就業規則第28条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)を採用の日から支給する。

第34条 削除

(初任給調整手当の支給の終了)

第35条 初任給調整手当を支給されている職員が第33条に規定する職以外の職員となつた場合には、初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当の支給方法)

第36条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第6章 地域手当

(地域手当)

第37条 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1の給料表の適用を受ける職員の地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

第7章 通勤手当

(通勤手当の支給範囲及び額)

第38条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。以下同じ。)のため交通機関(鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。以下同じ。)を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員

以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さをいう。以下同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため次に掲げる交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

ア 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

イ 自転車（原動機付のものを除く。）

ウ イのほか、理事長が特に承認する交通の用具

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、4月1日又は10月1日以降6月間（これにより難い場合については、理事長が別に定める期間。以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 運賃相当額。ただし、運賃相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 通勤距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4,200円

ウ 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,100円

エ 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,000円

オ 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

12,900円

カ 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15,800円

キ 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18,700円

ク 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21,600円

- ケ 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24, 400円
- コ 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26, 200円
- サ 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28, 000円
- シ 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29, 800円
- ス 通勤距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であるもの及び自動車等の使用距離
が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく
困難であるもの 第1号及び前号に定める額(第1号に規定する1月当たりの運賃相当
額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が55, 000円
を超えるときは、55, 000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)
- イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるもの(アに掲げる職員を除く。)
第1号に定める額
(運賃相当額)

第39条 運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的
と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額によるものとする。

第40条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおける
それぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤
務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

第41条 運賃相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各
号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める額の合計額)とする。た
だし、第38条第2項に規定する理事長が別に定める期間に係る運賃相当額については、理
事長が別に定める。

- (1) 交通機関が通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を
発行している場合 当該交通機関の利用区間に係る通用期間6月の定期券の額(通用期間
6月の定期券が発行されていない交通機関にあっては、通用期間3月の定期券の額に2を
乗じて得た額、通用期間6月の定期券及び通用期間3月の定期券が発行されていない交通
機関にあっては、通用期間1月の定期券の額に6を乗じて得た額)。ただし、育児短時間
勤務職員等で平均1月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が当該交通機
関の利用区間に係る平均1月当たりの通勤所要回数分の運賃の額に6を乗じて得た額を
超えるときは、当該通勤所要回数分の運賃の額に6を乗じて得た額
- (2) 交通機関が定期券を発行していない場合 当該交通機関の利用区間にについての通勤2
1回分(育児短時間勤務職員等で平均1月当たりの通勤所要回数の少ないものにあっては、
平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額であって、最も低廉となるものに6を乗じ
て得た額
- 2 前条ただし書に該当する場合の運賃相当額は、往路及び帰路の交通機関を利用するそれ
ぞれの区間について、前項による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

の総額とする。

(通勤手当の追給又は返納)

第42条 第38条第1項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、次の各号に掲げる事由（以下「異動等事由」という。）が生じた場合には、通勤手当の額を変更することになった日の前日の属する既に支給している支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないものとして理事長が定めるところにより算出した額を返納させ、又は当該支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要するものとして理事長が定めるところにより算出した額を追給するものとする。

- (1) 異動等に伴い所在する地域を異にする施設に在勤することとなった場合
- (2) 次条第1号に該当することとなった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (3) 次条第2号に該当することとなった場合
- (4) 退職することとなった場合

(通勤届)

第43条 職員は、新たに第38条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情をすみやかに所属長の確認を得て理事長に届け出なければならない。

2 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定の例により届け出なければならない。

- (1) 第38条第1項に該当する職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又はその者が通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合
- (2) 職員が第38条第1項の職員でなくなった場合

(通勤手当の確認及び決定)

第44条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事實を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が第38条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(通勤手当の支給範囲の特例)

第45条 第38条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

(通勤距離の測定)

第46条 通勤距離の測定にあたっては、便宜、国土交通省国土地理院発行の地形図、東大阪市都市計画2, 500分の1地形図等について、キルビメーター等を用いて行うことができるものとする。

(通勤手当支給の始期及び終期)

第47条 通勤手当の支給は、職員に新たに第38条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合は、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事實の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支

給の開始については、第43条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

（通勤手当の支給方法等）

第48条 第38条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その後に支給することができる。

- 2 第42条の規定による追給又は返納は、理事長が定める日に行う。

（通勤手当を支給できない場合）

第49条 第38条第1項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中の通勤手当は支給することができない。この場合において、当該期間を含む支給対象期間に係る通勤手当に關し必要な事項は、理事長が定める。

- (1) 就業規則第62条の規定に基づき休職を命じられた場合
- (2) 就業規則第74条の規定に基づき停職を命じられた場合
- (3) 独立行政法人市立東大阪医療センター職員療養規程第3条第2項の規定に基づき休務を命じられた場合
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合

（通勤手当支給要件等の事後確認）

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第38条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により隨時確認するものとする。

第8章 住居手当

（住居手当の支給範囲及び額）

第51条 住居手当は、自ら居住するため住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。ただし、法人宿舎の入居者については、この限りではない。

- 2 手当の月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 家賃が月額6,000円を超える場合 家賃と6,000円の差額の2分の1（その差額の2分の1が18,500円を超えるときは、18,500円）を6,000円に加算した額
- (2) 家賃が月額6,000円までの場合 家賃の額

（住居届）

第52条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、速やかに

住居届（様式）を理事長に提出しなければならない。記載事項に変更があった場合も、同様とする。

（住居手当の確認及び決定）

第53条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による確認をするに当っては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事実を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

（住居手当支給の始期及び終期）

第54条 住居手当の支給は、職員が支給の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員がその要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、手当の支給の開始については、第52条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当の事後確認）

第55条 理事長は、現に手当の支給を受けている職員が第51条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

（住居手当を支給できない場合）

第56条 住居手当は、職員が就業規則第74条の規定に基づき停職を命じられた場合は、その期間中支給することができない。

（準用）

第57条 第4条から第9条の規定は、住居手当の支給に準用する。

2 前項の規定によって準用される第7条及び第8条の規定による手当の減額規定の適用は、月の全日数について給料を支給しないこととされる場合に限る。

第9章 特殊勤務手当

（特殊勤務手当の種類）

第58条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 危険作業手当
- (2) 夜間看護業務手当
- (3) 産科医等分娩従事手当
- (4) 緊急医療等従事手当
- (5) 特別看護業務等従事手当
- (6) 診療業務指導手当
- (7) 病理解剖業務従事手当
- (8) 臨床研修指導医手当
- (9) 災害応急業務手当
- (10) 年末年始業務手当

(11) 資格業務手当
(危険作業手当)

第59条 危険作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物若しくは同条第2項に規定する劇物又は薬事法（昭和35年法律第145号）第44条第1項に規定する毒薬若しくは同条第2項に規定する劇薬を含むガス、蒸気等が発生するおそれのある場所で行う作業に従事したとき。
- (2) 医師、看護師、診療放射線技師又は臨床工学技士が放射線撮影作業に従事したとき。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症（同条第1号に掲げるものを除く。）及びこれらに類する感染症で別に定めるもの（以下「対象感染症」という。）の患者若しくは対象感染症にかかっていると疑われる者の検診、対象感染症の病原体の検査、培養等の業務その他対象感染症に感染するおそれのある業務に従事したとき。
- (4) 病理細菌の検出その他の検査で前号に掲げるもの以外のもの又はこれに準ずる業務に従事したとき。

2 危険作業手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる作業 当該作業に従事した日1日につき200円
- (2) 前項第2号に掲げる作業 当該作業に従事した日1日につき200円
- (3) 前項第3号に掲げる業務 当該業務に従事した日1日につき300円
- (4) 前項第4号に掲げる業務 当該業務に従事した日1日につき200円

(夜間看護業務手当)

第60条 夜間看護業務手当は、就業規則第35条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）における勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）にわたる看護業務を行った場合に支給する。

2 夜間看護業務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合 当該勤務につき9,400円（医療職給料表（二）の3級、4級又は5級の給料月額を受ける者については、11,400円）
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合（前号の場合を除く。） 当該勤務につき5,000円（医療職給料表（二）の3級、4級又は5級の給料月額を受ける者については、6,000円）
- (3) 深夜における勤務時間が4時間未満である場合 当該勤務につき4,400円（医療職給料表（二）の3級、4級又は5級の給料月額を受ける者については、5,400円）

第60条の2 薬剤部及び医療技術局の職員が正規の勤務時間における勤務を深夜において3時間以上行った場合、前条の規程に準じて当該勤務につき3,100円（深夜の全部にわたる勤務を行った場合は7,300円）を支給する。

(産科医等分娩従事手当)

第61条 産科医等分娩従事手当は、産婦人科の医師又は助産師が、分娩に関する業務に従事した場合に支給する。

2 産科医等分娩従事手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 分娩1件につき、7,000円を当該業務に従事した医師の数で除した額
- (2) 助産師 分娩1件につき、3,000円を当該業務に従事した助産師の数で除した額
(緊急医療等従事手当)

第62条 緊急医療等従事手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員が、休日、時間外又は深夜加算を算定できる手術、麻酔又は処置(以下「緊急手術等」という。)若しくは別表第16に掲げる業務に従事したとき。
 - (2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員で、第80条の規定により管理職手当を支給される者が、正規の勤務時間以外の時間又は休日等に次に掲げる業務等に従事したとき。
 - ア 当直業務(ただし、別に定める連続勤務時間を遵守するものとする。)
 - イ 緊急手術等(ただし、その当該業務開始時刻から当該業務終了時刻までのみを対象とする。)
 - (3) 医療職員が正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、退勤後に要請を受け緊急医療等に従事したとき。
 - (4) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員が、大阪府立中河内救命救急センターからの依頼に基づき正規の勤務時間外の時間又は休日に応援し手術、分娩介助又は麻酔に従事したとき。
 - (5) 助産師、看護師及び准看護師が、平日の9時から17時以外の時間に次に掲げる業務等に従事したとき。
 - ① 救急外来(ホットライン等を含む。以下この号において同じ。)において、救急車を受け入れたとき。
 - ② 病棟において、緊急入院患者を受け入れたとき。
 - ③ 救急外来において、院内トリアージを実施したとき。
 - (6) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員が、正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、手術、麻酔又は1,000点以上の処置料を算定できる処置(第1号に掲げるものを除く。)に従事したとき。
 - (7) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員が、正規の勤務時間内に、緊急の手術、麻酔又は1000点以上の処置料を算定できる処置(第1号及び第6号に掲げるものを除く。)若しくは別表第16に掲げる業務に従事したとき。
- 2 緊急医療等従事手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に規定する業務 基礎額(診療報酬点数表に基づき算定した手術又は処置料に100分の20若しくは麻酔料に100分の35を乗じて得た額若しくは別表第16に掲げる額)を従事した人数で除した額
 - (2) 前項第2号に規定する業務 勤務1時間ごとにつき8,000円(1か月の合計時間数の小数点第一位を四捨五入して支給する。)
 - (3) 前項第3号に規定する業務
 - ① 医師及び歯科医師 勤務1回につき5,000円
 - ② ①以外の医療職員 勤務1回につき3,000円

- (4) 前項第4項に掲げる業務 救命救急センター基準の額を支給する。この場合において、その他の手当は支給しないものとする。
- (5) 前項第5号に規定する業務
 - ① 受入1件につき1,000円を従事した人数で除した額
 - ② 受入1件につき4,000円を従事した人数で除した額
 - ③ 受入1件につき300円を従事した人数で除した額
- (6) 前項第6号に規定する業務 勤務1回につき1,000円
- (7) 前項第7号に規定する業務 基礎額（診療報酬点数表に基づき算定した手術、処置又は麻酔料に100分の10を乗じて得た額若しくは別表第16に掲げる額）を従事した人数で除した額

（特別看護業務等従事手当）

第63条 特別看護業務等従事手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 入院中の重症患者等の看護業務に従事したとき。
- (2) 死体の清拭作業に従事したとき。

2 特別看護業務等従事手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に規定する業務 勤務1回につき500円
- (2) 前項第2号に規定する作業 1体につき1,000円

（診療業務指導手当）

第64条 診療業務指導手当は、療養、指導等医務に関する業務に従事した医療職給料表(一)の適用を受ける職員で、第80条の規定により管理職手当を支給される者に対して支給する。

2 診療業務指導手当の額は、1月につき、100,000円とする。

第65条 削除

（病理解剖業務従事手当）

第66条 病理解剖業務従事手当は、病理診断科の医師又は臨床検査技師が、病理解剖業務に従事した場合に支給する。

2 病理解剖業務従事手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 病理解剖1件につき、5,000円
- (2) 臨床検査技師 病理解剖1件につき、2,000円

（臨床研修指導医手当）

第67条 臨床研修指導医手当は、医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について（平成16年3月18日付け医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知）の規定により開催された指導医講習会の課程を修了した指導医（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第7条第4項に規定する指導医及び歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第7条第4項に規定する指導歯科医をいう。）に支給する。

2 臨床研修指導医手当の額は、1月につき、5,000円とする。

（災害応急業務手当）

第68条 災害応急業務手当は、正規の勤務時間以外の時間又は休日等において、災害対策のために外勤業務に従事した場合に支給する。

2 災害応急業務手当の額は、災害対策のために外勤業務に従事した時間1時間につき200円とする。

(年末年始業務手当)

第69条 年末年始業務手当は、12月29日から翌年の1月3日までの間に業務に従事した場合に支給する。

2 年末年始業務手当の額は、勤務1日につき10,000円とする。

(年末年始における手当の加算)

第70条 年末年始の期間に第59条第1項第3号に規定する業務に従事した場合における同条第2項第3号の規定の適用については、同号中「300円」とあるのは「300円に6,840円（就業規則第35条に規定する正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務した時間1時間につき315円加算した額）を加算した額」とする。

(資格業務手当)

第70条の2 資格業務手当は、医療職給料表(二)の適用を受ける職員が、別表第16の2又は別表第16の3に掲げる団体が認定するいずれかの資格を有し、当該認定に係る分野の業務に従事している場合に支給する。

2 資格業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の区分で2以上の資格を有する場合は加算しない。

(1) 別表第16の2に掲げる資格 1月につき5,000円

(2) 別表第16の3に掲げる資格 1月につき2,000円

(適用職員)

第71条 第58条から前条までの規定は、医療職給料表(一)以外の給料表の職務の級の6級（主幹を除く。）以上の給料月額を受ける職員には、適用しない。

(手当の額の特例)

第72条 職員が手当の額が日額をもって定められている業務又は作業に従事した場合において、当該業務又は作業に従事した時間が1日について1時間以上3時間未満であるときの手当の額は、第59条から第70条までに規定する額に100分の50を乗じて得た額とし、1日について1時間未満であるときは手当を支給しない。

2 職員が手当の額が月額をもって定められている業務又は作業に従事した場合において、1月のうち当該業務又は作業に従事した日（当該業務又は作業に従事した時間が1日について1時間以上の日に限る。次項において「特殊勤務従事日」という。）の数が16に満たないときの手当の額は、日割計算によって定める。

3 前項の日割計算は、第59条から第68条までに規定する額に特殊勤務従事日の数を乗じて得た額を21で除して行うものとする。

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当

(時間外勤務手当)

第73条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第76条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて了次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の期間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、就業規則第31条の規定により、あらかじめ就業規則第29条第2項又は第30条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（第1項に規定する時間外勤務手当が支給された時間及び次条に規定する休日勤務手当が支給された時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第78条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて了勤務（就業規則第29条第1項、第30条及び第31条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務の時間（第1項に規定する時間外勤務手当が支給された時間及び次条に規定する休日勤務手当が支給された時間を除く。）とを合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第76条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間を超えて了勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務 100分の50
- 5 就業規則第36条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第76条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に掲げる勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する当該各号に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に1

00分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 前項第2号に掲げる勤務 100分の50から100分の25を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する当該各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第74条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第76条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第75条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第76条 第73条、第74条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当、診療業務指導手当、臨床研修指導医手当及び看護職員等処遇改善手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから理事長が別に定める休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。

(出張中の職員に対する取扱い)

第77条 業務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当は、これを支給しない。ただし、理事長があらかじめ第73条及び第74条に規定するところにより特にその勤務に服すべきことを指示して出張を命じた場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当の支給手続)

第78条 理事長は、時間外勤務命令簿及び時間外勤務手当処理簿等を作成し必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

第11章 看護職員等処遇改善手当

第79条 新型コロナウイルス感染症と少子高齢化への対応が重なる最前線において勤務することに鑑み、その処遇を改善すべく、助産師、看護師及び准看護師に対し月額12,000円を支給する。

第12章 管理職手当

(管理職手当の支給範囲及び額)

第80条 管理又は監督の地位にある職員のうち、別表第17の職員の職欄に掲げるものについては、その勤務の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額は、別表第17の月額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあっては就業規則第28条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をその額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（以下「減額された手当額」という。））とする。ただし、前項に規定する職にあるもののうち医療職給料表（一）以外の給料表の5級の職務に

ある職員に対しては、職務の困難性等を考慮して、別に定めるところにより、別表第17の月額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあっては、減額された手当額）に月額31,500円を超えない範囲内の額を加算した額とすることができる。

（管理職手当の支給始期及び終期）

第81条 新たに管理職手当の支給を受ける者となった者に対しては、発令の日の属する月から管理職手当を支給する。

2 職員が管理職手当の額を異にする職員となったときは、その発令の日の属する月から新たな職に対応する管理職手当を支給する。

3 職員が退職し、又は死亡したときは、その当月分の管理職手当を支給する。職員の職に異動を生じ、職員でなくなったときも、また同様とする。

（管理職手当支給額の調整）

第82条 職員が2以上の職を兼ねるときの管理職手当の額は、その職のうち最高の手当の額を支給される職の管理職手当の額を兼職発令の日の属する月から支給する。

2 職員は兼職を解かれた場合、その発令の日の属する月から管理職手当は支給しない。

3 前条第2項の規定に該当する場合において、発令後の管理職手当の額が発令前の管理職手当の額を下廻るときは、その者の当月分の管理職手当の額については発令前の管理職手当の額を支給する。

（管理職手当の支給制限）

第83条 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合のほか、手当は、支給しない。

（管理職手当の支給方法）

第84条 この規程に定めるもののほか、管理職手当の支給方法については、給料支給の例による。ただし、第80条第2項ただし書の規定により加算される額の支給日については、当月分を翌々月の17日（その日が日曜日に当たるときはその日の前々日、土曜日に当たるときはその日の前日）までに支給する。

（管理職手当の支給を受ける者に対する適用除外）

第85条 管理職手当の支給を受ける職員については、第73条、第74条及び第75条の規定は、適用しない。ただし、医療職給料表（二）の適用を受ける職員が就業規則第35条に規定する勤務に従事した場合はこの限りではない。

第13章 管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第86条 第80条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、

管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、前項の規定による勤務1回につき、当該各号に定める額とする。

（1） 勤務に従事した時間が6時間以上である職員（次号に掲げる職員を除く。）

7,500円

- (2) 勤務に従事した時間が3時間以上6時間未満である職員 4,300円
- 3 第1項に規定する勤務に対し、第80条第2項ただし書に規定する管理職手当が支給される場合又は第62条の規定により緊急医療等従事手当が支給される場合については、管理職員特別勤務手当は支給しない。

第14章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当の支給)

第87条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第91条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員又はこれらの基準日前1月以内に退職し、若しくは死亡した職員に対して、それぞれ基準日の属する月に支給する。ただし、基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員には支給しない。

- (1) 無給休職者
 - (2) 刑事休職者
 - (3) 停職者
 - (4) 専従休職者
 - (5) 育児休業をしている職員のうち、地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護規程」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員
 - (6) その退職し、又は死亡した日において前各号のいずれかに該当する職員であった者
- 2 期末手当の額は、手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6月 100分の100
 - (2) 5月以上6月未満 100分の80
 - (3) 3月以上5月未満 100分の60
 - (4) 3月未満 100分の30
- 3 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 停職者として在職した期間
 - (2) 専従休職者として在職した期間
 - (3) 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2年以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、育児休業の期間と出生時育児休業の期間とは合算しない。）が1ヶ月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (4) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
 - (5) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
 - (6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に第3条第4項の規定により得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- 4 第2項の手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職員で職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して別表第18の職員欄に掲げる職員について

ては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の手当基礎額とすることができる。

(期末手当の支給制限)

第88条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第74条第1項の規定により懲戒解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第71条の規定により同規則第54条第2項各号に該当して解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた者（当該措置を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第89条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、事業に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるととき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める措置（以下「一時差止措置」という。）を行う場合は、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止措置を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止措置を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止措置を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止措置について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止措置を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止措置の目的に明らかに反すると認め

るときは、この限りでない。

- (1) 一時差止措置を受けた者が当該一時差止措置の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止措置を受けた者について、当該一時差止措置の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされことなく当該一時差止措置に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止措置を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止措置を行う場合は、当該一時差止措置を受けるべき者に対し、当該一時差止措置の際、一時差止措置の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び前項の説明書の様式その他一時差止措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当の支給)

第90条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員又はこれらの基準日前1月以内に退職し、若しくは死亡した職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月に支給する。ただし、基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員には支給しない。

- (1) 休職者
 - (2) 停職者
 - (3) 専従休職者
 - (4) 育児休業をしている職員のうち、育児・介護規程第7条第1項に規定する職員以外の職員
 - (5) その退職し、又は死亡した日において前各号のいずれかに該当する職員であった者
- 2 勤勉手当の額は、職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第4項第4号において同じ。)において受けるべき手当基礎額(第87条第4項に規定する手当基礎額をいう。以下同じ。)に100分の102.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6月 100分の100
 - (2) 5月15日以上6月末満 100分の95
 - (3) 5月以上5月15日未満 100分の90
 - (4) 4月15日以上5月末満 100分の80
 - (5) 4月以上4月15日未満 100分の70
 - (6) 3月15日以上4月末満 100分の60
 - (7) 3月以上3月15日未満 100分の50
 - (8) 2月15日以上3月末満 100分の40
 - (9) 2月以上2月15日未満 100分の30

- (10) 1月15日以上2月未満 100分の20
- (11) 1月以上1月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 0月 100分の0

3 前項の在職期間の算定にあたっては、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職者として在職した期間
- (2) 専従休職者として在職した期間
- (3) 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、育児休業の期間と出生時育児休業の期間とは合算しない。）が1ヶ月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (4) 休職にされていた期間
- (5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に第3条第4項の規定により得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (6) 第7条の規定により給与を減額された期間
- (7) 職員が負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間が30日（育児短時間勤務職員等にあっては、30日にその者の1週間の勤務日数を5で除して得た数を乗じて得た日数。次号において同じ。）を超える場合は、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児・介護規程第23条又は第27条の2の規定による介護休業又は介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間（週休日等を除く。）が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 部分休業により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (11) 基準日以前6ヶ月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

4 第87条第5項の規定は、勤勉手当について準用する。

5 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第88条中「前条第1項」とあるのは「第90条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第90条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（勤勉手当の支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第15章 休職者の給与

（休職者の給与）

第91条 職員が結核性疾患にかかり就業規則第62条第1項第1号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 職員が前項以外の心身の故障により、就業規則第62条第1項第1号に掲げる事由により

休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が就業規則第62条第1項第2号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第62条第1項第3号から第5条までに掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 休職者は、休職の期間中、前各項に規定する場合のほか、いかなる給与も支給されない。
- 6 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で基準日（6月1日又は12月1日をいう。以下同じ。）前1月以内に退職し、又は死亡したときは、期末手当の支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、その退職の後基準日までの間において、その退職に引き続き地方公務員又は国家公務員となった者（期末手当の支給について法人における在職期間を当該地方公共団体又は国における在職期間に通算されることに定められている場合に限る。）については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第88条及び第89条の規定を準用する。この場合において、第88条中「前条第1項」とあるのは「第100条第6項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第91条第6項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

第16章 雜則

（特殊勤務手当等の支給日）

- 第92条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、第80条第2項に規定する管理職手当加算額及び管理職員特別手当は、当月分を翌々月の17日（その日が日曜日に当たるときはその日の前々日、土曜日に当たるときはその日の前日）までに支給する。
- 2 職員が就業規則第36条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「就業規則第36条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌々月」とする。
 - 3 住居手当は、当月分をその月の17日（その日が日曜日に当たるときはその日の前々日、土曜日に当たるときはその日の前日）に支給する。
 - 4 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が日曜日に当たるときは当該各号に定める日の前々日とし、当該各号に定める日が土曜日に当たるときは当該各号に定める日の前日とする。
 - (1) 6月1日 6月30日
 - (2) 12月1日 12月10日
 - 5 前各項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、前3項に規定する支給日を臨時に変更することがある。

（端数計算）

第93条 第7条第1項に規定する勤務しない時間及び第8条第2項に規定する職務専念の義務を免除された時間並びに第75条、第76条及び第87条に規定する勤務時間の締切計算において1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

- 2 第87条第2項及び第90条第2項の手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(職員が死亡した場合の給与を受けるべき者の範囲)

第94条 職員が在職中死亡した場合において、その職員の受けるべき給与は、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第95条 遺族の範囲及び順位は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員退職手当規程第4条の規定を準用する。

(給与からの控除)

第96条 職員の給与からの控除は、次の各号に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 全国市長会が行う任意共済保険等に加入している職員の保険料の額
- (2) 全国都市職員共済会が行う火災共済に加入している職員の出資金及び共済掛金の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団体扱いに係る生命保険、損害保険等に加入している職員の保険料の額
- (4) 団体取扱いに係る積立金その他職員が金融機関に支払うべき額
- (5) 福利厚生事業に係る厚生物資等の職員の支払代金の額
- (6) 東大阪市職員厚済会に支払うべき職員の会費及び返還金の額
- (7) 労働組合の組合費の額
- (8) 職員の親睦団体等職員により構成される団体の会費等の額
- (9) 院内保育所利用料の額
- (10) 宿舎の使用料の額
- (11) 過払い給与の額

(給与の口座振替の方法による支払)

第97条 この規程の規定による給与は、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年東大阪市条例第17号。以下「条例」という。）の規定の適用を受けていた東大阪市職員が引き続き法人の職員となった場合における当該職員（以下「承継職員」という。）に対し、施行日前に条例の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この規程の相当する規定によりなされた手續その他の行為とみなす。
- 3 承継職員のうち施行日の前日において東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規程（平成24年東大阪市病院事業管理者規程第10号。以下「旧給与規程」という。）附則第3項の規定の適用を受けていた者又は東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規

程の一部を改正する規程（平成26年病管規程第15号）附則第4条の規定の適用を受けていた者について、施行日以後においてその者が受ける給料月額が、施行日の前日においてその者が受けていた給料の月額（これらの規定による給料を含む。）に満たない場合における、その者の給料の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

- 4 職員（東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規程（平成24年東大阪市病院事業管理規程第10号）別表第1の適用を受ける職員のうち東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規程等の一部を改正する規程（平成26年東大阪市病院事業管理規程第15号）第3条の規定の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものに限る。）を切替日以降最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、第17条第1項の規定にかかわらず、切替日の前日に受けている号給に対応する附則別表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

職務の級	号給
1級	70号給から137号給まで
2級	59号給から125号給まで
3級	63号給から109号給まで
4級	82号給から105号給まで

- 5 前項の規定の適用を受ける職員に対する第17条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第4項」とする。

（令和3年3月31日までの間における昇給に関する特例）

- 6 令和2年1月1日時点で次に掲げる給料表の職務の級にある職員に対して、次に掲げる期間に第20条第1項第1号の規定を適用する際には、同号中「4号給」とあるのは次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の全級並びに別表第2及び第3の1級及び2級

ア 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間 1号給
イ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間 3号給

- (2) 別表第2及び第3の3級

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間 2号給

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第3章の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。管理職手当も同様に、別表第17の月額欄に定める額に100分の70を乗じて得た額とする。

- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 別表第1の給料表の適用を受ける職員

- (2) 就業規則第67条第2項又は第3項の規定により勤務している職員（同条第1項第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- (3) 就業規則第67条の5第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項及び同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第67条の2で定める職員

- 9 就業規則第67条の4に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表（附則第4項関係）

切替日の前日に 受けている号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
59		52		
60		52		
61		52		
62		52		
63		52	53	
64		52	53	
65		52	53	
66		53	53	
67		54	53	
68		55	53	
69		56	53	
70	37	57	53	
71	37	58	53	

72	37	59	54	
73	37	59	55	
74	38	60	56	
75	39	61	56	
76	41	62	57	
77	41	63	58	
78	42	63	59	
79	44	64	60	
80	45	65	61	
81	46	66	61	
82	47	67	63	52
83	48	68	64	52
84	49	69	65	52
85	50	70	66	52
86	51	71	66	52
87	52	71	67	52
88	53	72	68	52
89	55	73	69	52
90	55	74	70	52
91	56	74	71	52
92	58	75	72	52
93	59	76	73	52
94	60	77	74	52
95	61	78	75	52
96	62	80	76	52
97	62	80	77	52
98	63	81	78	53
99	64	82	79	53
100	66	83	80	53
101	67	84	80	53
102	68	84	81	53
103	69	86	82	54
104	70	87	83	54
105	71	87	84	54
106	71	88	85	
107	72	90	86	
108	72	91	87	
109	72	91	88	
110	73	92		

111	73	93		
112	74	94		
113	74	95		
114	75	96		
115	76	97		
116	76	98		
117	77	99		
118	78	101		
119	80	102		
120	81	103		
121	82	104		
122	83	105		
123	84	106		
124	86	106		
125	86	108		
126	87			
127	88			
128	89			
129	90			
130	90			
131	92			
132	93			
133	94			
134	95			
135	96			
136	97			
137	98			

附 則（平成28年12月1日市立東大阪医療センター規程第38号）
 （施行期日等）

- 第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程（以下「給与規程」という。）第99条第2項、附則第7項、附則第9項及び第10項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与規程（次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は平成28年10月1日から適用する。
- 3 平成28年4月1日以降において、東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規程（平成24年東大阪市病院事業管理規程第10号）の規定の適用を受けていたものであって、引き続き地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程の適用を受ける職員となったものについては、東大阪市職員給与条例及び東大阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を

改正する条例（平成28年東大阪市条例第49号）附則第2項の規定により遡及して給与を受ける東大阪市職員の例に準じて、第1条改正後給与規程が平成28年4月1日より適用されるとみなし、その給与を遡及して支給する。

- 4 前項の適用を受けるもので、平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条改正後給与規程の規定による号給が第1条の規定による改正前の給与規程（この項において「改正前の給与規程」という。）の規定による号給に達しないものの当該異動の日における号給については、第1条改正後給与規程の規定にかかわらず、改正前の初任給等基準規則の規定による号給とするものとする。
- 5 施行日から平成29年3月31日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものの当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

第2条 前条における給与の支給及び第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与（東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規程（平成24年東大阪市病院事業管理者規程第10号。以下「旧給与規程」という。）の規定、旧給与規程附則第3項の規定又は東大阪市立総合病院に勤務する企業職員の給与規程の一部を改正する規程（平成26年病管規程第15号。以下「平成26年改正規程」という。）附則第4条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ前条において支給される給与及び第1条改正後給与規程の規定による給与（旧給与規程附則第3項又は平成26年改正規程附則第4条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第26条ただし書の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第28条第1項及び第29条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（別表第2及び第3の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円）、前条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族については10,000円、同条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条中「扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同条第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者がない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）とする。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第26条ただし書の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第28条第1項及び第29条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（別表第2及び第3の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円）、前条第2号」とあるのは「、同条第2号」と、同条中「扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同条第2号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」とする。
- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第26条ただし書の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第28条第1項及び第29条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8級以上及び別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの」と、「前条第2号」とあるのは「同条第2号」と、同条中「扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同条第2号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」とする。

（委任）

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年12月16日市立東大阪医療センター規程第44号）

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則（平成29年4月25日市立東大阪医療センター規程第56号）

1 この規程は、平成29年4月25日から施行する。

2 改正後の各規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の各規程の医療の質・安全管理室にかかる規定は、平成29年5月1日から適用する。

附 則（平成29年6月30日市立東大阪医療センター規程第59号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成29年6月30日から施行し、改正後の各規程の規定は次の期日から適用する。

（1）第1条による改正後の給与規程の規定 平成28年10月1日

（2）第2条による改正後の各規程の規定 平成29年4月1日

（3）第4条による改正後の給与規程の規定 理事長が別に定める日

第2条 第1条第2項の規定による改正後の給与規程を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 第2条第1項の施行に関し必要な経過措置等は、東大阪市の取扱いに準じ、理事長が定める。

附 則（平成29年9月22日市立東大阪医療センター規程第61号）

この規程は平成29年10月1日から施行し、理事長が別に定める日から適用する。

附 則（平成29年12月26日市立東大阪医療センター規程第69号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、第1条第2項による改正後の規定は平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成29年12月28日市立東大阪医療センター規程第70号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 以下の規定による改正後の各規程及び規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(1) 第1条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

(2) 第3条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター再雇用職員就業規則

(3) 第5条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに勤務する法人非常勤職員の給与に関する規程

(4) 第7条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおいて単純な労務に雇用される法人非常勤職員の給与に関する規程

(給与の内払)

第2条 前条に掲げる改正後の各規程及び規則の規定を適用する場合には、改正前の各規程及び規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程及び規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成30年3月27日市立東大阪医療センター規程第73号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月25日市立東大阪医療センター規程第78号）

この規程は平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月31日市立東大阪医療センター規程第80号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日市立東大阪医療センター規程第84号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 以下の規定による改正後の各規程及び規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(1) 第1条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

(2) 第3条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター再雇用職員就業規則

- (3) 第5条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに勤務する法人非常勤職員の給与に関する規程
 (4) 第7条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおいて単純な労務に雇用される法人非常勤職員の給与に関する規程

(給与の内払)

第2条 前条に掲げる改正後の各規程及び就業規則の規定を適用する場合には、改正前の各規程及び就業規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程及び就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成31年3月22日市立東大阪医療センター規程第88号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規程は、平成31年4月2日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第2又は別表第3の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が6級以上であったもの（以下「切替対象職員」という。）の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き別表第2又は別表第3の給料表の適用を受ける切替対象職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、令和3年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。

- (1) 切替日から令和2年3月31日までの期間 100分の60
 (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間 100分の30

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表（附則第2条関係）

医療職給料表（二）及び事務職給料表切替表

旧級 旧号給	6級	7級	8級	9級
1	6	7	7	10
2	8	8	8	11
3	9	9	9	12
4	10	10	11	13
5	11	11	13	14
6	13	12	14	15

7	1 4	1 3	1 6	1 7
8	1 5	1 4	1 7	1 9
9	1 7	1 5	1 9	2 1
1 0	1 8	1 6	2 1	2 3
1 1	1 9	1 7	2 3	2 6
1 2	2 1	1 9	2 5	2 9
1 3	2 2	2 0	2 8	3 2
1 4	2 3	2 1	3 2	3 6
1 5	2 5	2 3	3 6	4 1
1 6	2 6	2 4	4 1	4 1
1 7	2 7	2 5	4 5	4 1
1 8	2 8	2 7	4 5	4 1
1 9	2 9	2 8	4 5	4 1
2 0	3 0	3 0	4 5	4 1
2 1	3 2	3 1	4 5	4 1
2 2	3 3	3 3	4 5	4 1
2 3	3 4	3 5	4 5	4 1
2 4	3 5	3 6	4 5	4 1
2 5	3 7	3 9	4 5	4 1
2 6	3 8	4 1	4 5	4 1
2 7	4 0	4 4	4 5	4 1
2 8	4 1	4 7	4 5	4 1
2 9	4 2	5 1	4 5	4 1
3 0	4 4	5 6	4 5	4 1
3 1	4 5	6 1	4 5	4 1
3 2	4 7	6 1	4 5	4 1
3 3	4 8	6 1	4 5	4 1
3 4	5 0	6 1	4 5	
3 5	5 2	6 1	4 5	
3 6	5 5	6 1	4 5	
3 7	5 7	6 1	4 5	
3 8	5 9	6 1	4 5	
3 9	6 1	6 1	4 5	
4 0	6 5	6 1	4 5	
4 1	6 8	6 1	4 5	
4 2	7 1	6 1	4 5	
4 3	7 5	6 1	4 5	
4 4	7 8	6 1	4 5	
4 5	8 3	6 1	4 5	

4 6	8 5	6 1	4 5	
4 7	8 5	6 1	4 5	
4 8	8 5	6 1	4 5	
4 9	8 5	6 1	4 5	
5 0	8 5	6 1	4 5	
5 1	8 5	6 1	4 5	
5 2	8 5	6 1	4 5	
5 3	8 5	6 1	4 5	
5 4	8 5	6 1		
5 5	8 5	6 1		
5 6	8 5	6 1		
5 7	8 5	6 1		
5 8	8 5			
5 9	8 5			
6 0	8 5			
6 1	8 5			
6 2	8 5			
6 3	8 5			
6 4	8 5			
6 5	8 5			
6 6	8 5			
6 7	8 5			
6 8	8 5			
6 9	8 5			
7 0	8 5			
7 1	8 5			
7 2	8 5			
7 3	8 5			

附 則（令和元年8月20日市立東大阪医療センター規程第92号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日市立東大阪医療センター規程第96号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 以下の規定による改正後の各規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(1) 第1条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

(2) 第4条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに勤務する法人非常勤職員の給与に関する規程

(3) 第5条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおいて単純な労務に雇用される法人非常勤職員の給与に関する規程

（給与の内払）

第2条 前条に掲げる改正後の各規程の規定を適用する場合には、改正前の各規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 平成31年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規程の規定による号給が第1条第2項の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定による号給に達しないものの当該異動の日における号給については、改正後の給与規程の規定にかかわらず、改正前の給与規程の規定による号給とするものとする。

- 2 施行日から令和2年3月31日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものの当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和2年3月27日市立東大阪医療センター規程第99号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月28日市立東大阪医療センター規程第106号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日市立東大阪医療センター規程第108号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第1条第2項及び第2条第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日市立東大阪医療センター規程第112号）

(施行日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の職員給与規程第33条、第34条及び別表第14の規定により現に初任給調整手当を支給している助産師又は看護師については、改正後の職員給与規程第33条、第34条及び別表第14の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 令和2年4月1日付で採用となった助産師又は看護師に対して、令和6年1月1日及び令和7年1月1日に職員給与規程第20条第1項第1号の規定を適用する際には、同号中「4号給」とあるのは「5号給」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年3月25日市立東大阪医療センター規程第119号）

この規程は令和4年3月25日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年3月25日市立東大阪医療センター規程第119・121号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日市立東大阪医療センター規程第123号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 職員に対して令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条から第4条による改正後の規定により算定される額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあっては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た

額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、ただし、退職者（定年後引き続き再雇用された者等を除く。）及び令和4年新規採用者等については、この限りではない。

（1）再雇用職員 72.5分の10

（2）前号以外の常時勤務する職員 127.5分の15

（3）単純な労務に雇用される法人非常勤職員 222.5分の15（60歳以上の職員にあっては、117.5分の10）

（4）法人非常勤職員 4日

2 前項の場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年8月25日市立東大阪医療センター規程第125号）

この規程は令和4年8月25日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和4年11月25日市立東大阪医療センター規程第127号）

この規程は令和4年11月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和4年12月1日市立東大阪医療センター規程第130号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 以下の規定による改正後の各規程及び規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（1）第1条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

（2）第3条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター再雇用職員就業規則

（3）第5条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおいて単純な労務に雇用される法人非常勤職員の給与に関する規程

（4）第7条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに勤務する法人非常勤職員の給与に関する規程

（給与の内扱）

第2条 前条に掲げる改正後の各規程及び規則の規定を適用する場合には、改正前の各規程及び規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程及び規則の規定による給与の内扱とみなす。

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和5年4月1日市立東大阪医療センター規程第131号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月2日市立東大阪医療センター規程第139号）

この規程は、令和5年10月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（施行期日等）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 以下の規定による改正後の各規程及び規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（5）第1条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

（6）第3条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター再雇用職員就業規則

（7）第5条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおいて単純な労務に雇用される法人非常勤職員の給与に関する規程

(8) 第7条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに勤務する法人非常勤職員の給与に関する規程

(給与の内払)

第4条 前条に掲げる改正後の各規程及び規則の規定を適用する場合には、改正前の各規程及び規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程及び規則の規定による給与の内払とみなす。

第5条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和5年4月1日市立東大阪医療センター規程第131号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（和6年●月●日市立東大阪医療センター規程第143号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第11条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 以下の規定による改正後の各規程及び規則の規定は令和5年4月1日から適用する。

(1) 第1条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員給与規程

(2) 第3条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター再雇用職員就業規則

(3) 第5条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおいて単純な労務に雇用される法人非常勤職員の給与に関する規程

(4) 第7条 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに勤務する法人非常勤職員の給与に関する規程

(5) 第9条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター臨床研修医及び専攻医設置規程

(6) 第10条 地方独立行政法人市立東大阪医療センター非常勤嘱託職員就業規則

(給与の内払)

第2条 前条に掲げる改正後の各規程及び規則の規定を適用する場合には、改正前の各規程及び規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程の規定及び規則による給与の内払とみなす。

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1（第3条第1項第1号関係）

医療職給料表（一）

級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額（円）					
1	254,300	343,800	369,300	431,300	509,100	595,300
2	256,200	345,900	371,000	433,900	512,000	598,400
3	258,100	348,000	372,900	436,600	514,700	601,300
4	260,000	350,000	375,300	438,600	517,500	604,400
5	261,900	351,800	377,000	440,900	520,300	607,500
6	263,800	353,900	379,000	443,400	523,000	610,800
7	265,700	356,200	381,100	446,000	525,900	614,100
8	267,600	358,100	383,500	448,700	528,800	617,400
9	269,500	360,100	385,200	450,200	531,400	620,700

10	271, 200	362, 300	387, 200	453, 100	534, 300	623, 900
11	273, 100	364, 400	389, 600	455, 900	537, 000	627, 100
12	274, 700	366, 200	391, 400	458, 600	539, 800	630, 300
13	276, 300	367, 800	393, 600	461, 200	542, 600	633, 500
14	278, 600	369, 800	395, 700	464, 000	545, 500	636, 700
15	280, 600	371, 400	398, 100	466, 900	548, 300	639, 900
16	282, 900	373, 200	400, 400	469, 700	551, 200	643, 100
17	284, 800	375, 200	402, 600	472, 500	554, 100	646, 300
18	287, 200	377, 100	404, 600	475, 400	557, 100	649, 300
19	289, 600	379, 000	406, 900	478, 300	560, 000	652, 300
20	291, 500	381, 000	409, 500	481, 200	562, 900	655, 300
21	293, 500	383, 300	412, 100	484, 100	565, 900	658, 300
22	296, 100	385, 000	414, 700	486, 900	568, 700	661, 300
23	298, 200	387, 300	417, 300	489, 600	571, 500	664, 300
24	300, 400	389, 400	419, 900	492, 100	574, 300	667, 300
25	303, 000	391, 200	421, 800	494, 900	577, 100	670, 300
26	305, 100	393, 300	423, 600	497, 700	579, 900	673, 200
27	307, 300	395, 600	425, 700	500, 500	582, 700	676, 100
28	309, 400	397, 500	428, 400	503, 100	585, 500	679, 000
29	311, 700	399, 500	430, 900	505, 900	588, 300	681, 900
30	313, 600	401, 400	433, 200	508, 400	591, 100	684, 700
31	315, 700	403, 000	435, 500	511, 100	593, 900	687, 500
32	318, 000	404, 800	438, 100	513, 600	596, 700	690, 300
33	320, 100	406, 400	439, 900	516, 300	599, 300	693, 100
34	322, 200	407, 500	442, 000	518, 800	602, 000	695, 800
35	324, 400	408, 900	444, 200	521, 400	604, 700	698, 500
36	326, 500	410, 900	446, 300	524, 000	607, 400	701, 200
37	328, 500	412, 800	448, 400	526, 700	610, 100	703, 900
38	330, 600	414, 500	450, 200	529, 100	612, 700	706, 500
39	332, 800	416, 200	451, 800	531, 600	615, 300	709, 100
40	334, 900	418, 200	454, 100	534, 200	617, 900	711, 700
41	336, 700	420, 200	456, 300	536, 600	620, 500	714, 300
42	338, 900	421, 600	458, 200	539, 100	623, 000	716, 900
43	340, 800	423, 000	460, 000	541, 400	625, 500	719, 500
44	343, 100	424, 700	462, 100	543, 800	628, 000	722, 100

45	345, 000	426, 100	464, 100	546, 100	630, 500	724, 700
46	346, 700	427, 400	466, 100	548, 500	633, 000	727, 100
47	348, 800	428, 700	468, 000	550, 800	635, 500	729, 500
48	350, 600	430, 200	469, 900	553, 200	638, 000	731, 900
49	352, 200	431, 500	471, 900	555, 500	640, 500	734, 300
50	353, 600	432, 800	473, 800	557, 700	642, 900	736, 700
51	355, 300	434, 100	475, 500	559, 800	645, 300	739, 100
52	356, 800	435, 200	477, 100	562, 000	647, 700	741, 500
53	358, 800	436, 400	479, 000	564, 100	650, 100	743, 900
54	360, 300	437, 700	480, 700	566, 200	652, 500	746, 300
55	361, 900	438, 700	482, 300	568, 300	654, 900	748, 700
56	363, 700	439, 900	484, 000	570, 200	657, 300	751, 100
57	365, 400	441, 200	485, 700	572, 300	659, 700	753, 500
58	366, 900	442, 400	487, 200	574, 400	662, 100	754, 700
59	368, 800	443, 700	488, 800	576, 500	664, 500	755, 900
60	370, 400	445, 000	490, 400	578, 600	666, 900	757, 100
61	372, 200	446, 200	491, 900	580, 700	669, 300	758, 300
62	373, 800	447, 500	493, 500	582, 800	671, 700	759, 500
63	375, 300	448, 700	495, 100	584, 900	674, 100	760, 700
64	377, 100	450, 000	496, 700	587, 000	676, 500	761, 900
65	378, 500	451, 200	498, 100	589, 100	678, 900	763, 100
66	379, 100	451, 900	499, 500	591, 100	681, 300	764, 300
67	379, 900	452, 300	501, 000	593, 100	683, 700	765, 500
68	381, 000	453, 000	502, 600	595, 100	686, 100	766, 700
69	382, 600	453, 600	504, 100	597, 100	688, 500	767, 900
70	384, 000	454, 300	505, 600	599, 100	689, 700	769, 100
71	385, 300	455, 000	507, 200	601, 100	690, 900	770, 300
72	386, 300	455, 600	508, 800	603, 100	692, 100	771, 500
73	387, 600	456, 300	510, 100	605, 100	693, 300	772, 700
74	388, 100	457, 000	510, 900	607, 100	694, 500	773, 900
75	389, 200	457, 600	511, 700	609, 100	695, 700	775, 100
76	390, 200	458, 300	512, 500	611, 100	696, 900	776, 300
77	391, 000	459, 000	513, 300	613, 100	698, 100	777, 500
78	392, 100	459, 700	514, 100	614, 100	699, 300	778, 700
79	393, 100	460, 400	514, 900	615, 100	700, 500	779, 900

80	393, 800	461, 100	515, 500	616, 100	701, 700	781, 100
81	394, 800	461, 800	516, 200	617, 100	702, 900	
82	395, 800	462, 500	516, 900	618, 100	704, 100	
83	397, 000	463, 200	517, 600	619, 100	705, 300	
84	398, 200	463, 900	518, 400	620, 100	706, 500	
85	399, 400	464, 400	519, 100	621, 100	707, 700	
86	400, 600	465, 100	519, 900	622, 100	708, 900	
87	401, 800	465, 800	520, 700	623, 100	710, 100	
88	403, 000	466, 400	521, 400	624, 100	711, 300	
89	404, 200		522, 200	625, 100	712, 500	
90	405, 400		523, 000	626, 100	713, 700	
91	406, 600		523, 600	627, 100	714, 900	
92	407, 800		524, 400	628, 100	716, 100	
93	409, 000		525, 200	629, 100		
94	409, 600		525, 900	630, 100		
95	410, 200		526, 700	631, 100		
96	410, 800		527, 500	632, 100		
97	411, 400			633, 100		
98	412, 000			634, 100		
99	412, 600			635, 100		
100	413, 200			636, 100		
101	413, 800					
102	414, 400					
103	415, 000					
104	415, 600					
105	416, 200					
106	416, 800					
107	417, 400					
108	418, 000					
109	418, 600					
110	419, 200					
111	419, 800					
112	420, 400					
113	421, 000					
114	421, 600					

115	422,200						
116	422,800						

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第2（第3条第1項第2号関係）

医療職給料表（二）

級号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額（円）								
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	372,000	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	374,200	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,900	422,100	459,700	519,100

64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	400, 100	421, 400			
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	400, 700	421, 900			
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	401, 300	422, 400			
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	401, 800	422, 900			
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	402, 200	423, 400			
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	402, 600	424, 000			
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	402, 900	424, 300			
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	403, 200	424, 800			
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	403, 500	425, 100			
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	403, 800	425, 500			
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	404, 100	425, 800			
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	404, 400	426, 100			
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	404, 700	426, 400			
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	405, 000	426, 800			
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	405, 300	427, 100			
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	405, 600	427, 400			
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	405, 900	427, 600			
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	406, 200	428, 000			
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	406, 500	428, 300			
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	406, 800	428, 500			
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	407, 100	428, 800			
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	407, 300	429, 100			
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	407, 600				
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	407, 900				
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	408, 100				
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	408, 300				
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	408, 600				
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	408, 900				
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	409, 100				
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	409, 300				
94		295, 900	343, 600		409, 600				
95		296, 200	344, 100		409, 900				
96		296, 600	344, 500		410, 100				
97		296, 800	344, 700		410, 300				
98		297, 100	345, 100		410, 600				

99		297, 500	345, 500		410, 900				
100		297, 900	345, 800		411, 100				
101		298, 100	346, 100		411, 300				
102		298, 400	346, 500						
103		298, 800	346, 900						
104		299, 100	347, 300						
105		299, 300	347, 800						
106		299, 600	348, 200						
107		300, 000	348, 600						
108		300, 300	349, 000						
109		300, 500	349, 500						
110		300, 900	349, 900						
111		301, 300	350, 200						
112		301, 600	350, 500						
113		301, 800	351, 000						
114		302, 000							
115		302, 300							
116		302, 700							
117		302, 900							
118		303, 100							
119		303, 400							
120		303, 700							
121		304, 100							
122		304, 300							
123		304, 600							
124		304, 900							
125		305, 200							

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師 (2) 診療放射線技師 (3) 臨床検査技師 (4) 臨床工学技士 (5) 管理栄養士 (6) 理学療法士 (7) 作業療法士 (8) 言語聴覚士 (9) 公認心理師 (10) 臨床心理士 (11) 視能訓練士 (12) 医療ソーシャルワーカー (13) 精神保健福祉士 (14) 助産師 (15) 看護師 (16) 准看護師

別表第3 (第3条第1項第3号関係)

事務職給料表

36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	392, 000	432, 400	465, 700	525, 700
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	393, 800	433, 600	466, 200	526, 400
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	364, 000	395, 500	434, 400	466, 800	527, 000
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	365, 900	397, 100	435, 200	467, 400	527, 800
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	367, 800	398, 600	436, 000	468, 000	528, 400
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	369, 700	400, 100	436, 600	468, 500	528, 900
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	371, 600	401, 600	437, 300	469, 000	
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	373, 500	403, 100	438, 000	469, 400	
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	375, 400	404, 300	438, 700	469, 700	
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	376, 900	405, 600	439, 500	470, 000	
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	378, 700	406, 800	440, 300		
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	380, 500	408, 100	440, 700		
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	382, 100	409, 200	441, 400		
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	383, 800	410, 200	441, 900		
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	385, 200	411, 200	442, 300		
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	386, 600	412, 200	442, 700		
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	388, 000	413, 100	443, 100		
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	389, 400	413, 900	443, 500		
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	390, 600	414, 700	443, 900		
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	391, 800	415, 500	444, 300		
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	392, 800	416, 200	444, 600		
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	393, 900	417, 000	444, 900		
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	395, 100	417, 800	445, 300		
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	396, 200	418, 600	445, 600		
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	397, 300	419, 300	445, 900		
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	398, 000	419, 900	446, 200		
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	398, 700	420, 400			
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	399, 400	421, 000			
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	400, 100	421, 400			
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	400, 700	421, 900			
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	401, 300	422, 400			
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	401, 800	422, 900			
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	402, 200	423, 400			
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	402, 600	424, 000			
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	402, 900	424, 300			

71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	403, 200	424, 800			
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	403, 500	425, 100			
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	403, 800	425, 500			
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	404, 100	425, 800			
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	404, 400	426, 100			
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	404, 700	426, 400			
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	405, 000	426, 800			
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	405, 300	427, 100			
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	405, 600	427, 400			
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	405, 900	427, 600			
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	406, 200	428, 000			
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	406, 500	428, 300			
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	406, 800	428, 500			
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	407, 100	428, 800			
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	407, 300	429, 100			
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	407, 600				
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	407, 900				
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	408, 100				
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	408, 300				
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	408, 600				
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	408, 900				
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	409, 100				
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	409, 300				
94		295, 900	343, 600		409, 600				
95		296, 200	344, 100		409, 900				
96		296, 600	344, 500		410, 100				
97		296, 800	344, 700		410, 300				
98		297, 100	345, 100		410, 600				
99		297, 500	345, 500		410, 900				
100		297, 900	345, 800		411, 100				
101		298, 100	346, 100		411, 300				
102		298, 400	346, 500						
103		298, 800	346, 900						
104		299, 100	347, 300						
105		299, 300	347, 800						

106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第3条第2項関係）

医療職給料表（一）級別標準職務表

級	職務
6級	院長及び医監の職務
5級	副院長、局長及び部長の職務
4級	診療科の部長及び副部長の職務
3級	主任医長の職務
2級	医長の職務
1級	2級から6級までに属する職務以外の職員の職務

別表第5（第3条第2項関係）

医療職給料表（二）及び事務職給料表級別標準職務表

級	職務

9級	理事
8級	副院長、局長、部長及び理事長の指定する者の職務
7級	部長（薬剤部）、室長、局次長、部次長、参事及び理事長の指定する者の職務
6級	副部長（薬剤部）、師長、科長、課長、室次長、主幹及び理事長の指定する者の職務
5級	副師長、副科長、総括主幹、副主幹及び理事長の指定する者の職務
4級	係長、主査及び理事長の指定する者の職務
3級	主任及び理事長の指定する者の職務
2級	3級以上に属する職務以外の職務のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
1級	2級以上に属する職務以外の職員及び理事長の指定する者の職務

別表第6（第10条第1項関係）

医療職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級	号給
医師	大学6卒	1	5
歯科医師			

別表第7（第10条第1項関係）

医療職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級	号給
薬剤師	大学6卒	2	13
	大学卒	1	37
診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
管理栄養士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
	短大2卒	1	29
公認心理師及び臨床心理士	大学卒	1	37
視能訓練士	短大3卒	1	33
医療ソーシャルワーカー及び精神保健福祉士	大卒	1	33
	短大3卒	1	29
	短大2卒	1	25
助産師	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33

看護師	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
	短大2卒	1	29
准看護師	准看護師養成所卒	1	13

別表第8（第10条第1項関係）

事務職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級	号給
一般事務職員	大学卒程度	1	25
	高校卒程度	1	9

別表第9（第10条第2項関係）

経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率
公務員としての在職期間	職務の種類が同じもの	10割
	職務の種類が類似しているもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
民間企業体、団体の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
正規の在学期間		10割以下
その他の期間		5割以下

別表第10（第11条第2項関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了
	(2) 修士課程修了	学校教育法による大学院修士課程の修了
	(3) 医学部医学科等専攻科卒	学校教育法による大学の医学部の医学科若しくは歯学科（医科大学の医学科又は医科歯科大学の歯学科を含む。）の専攻科の卒業
	(4) 大学6卒	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修学年限6年のも

		のに限る。) の卒業
	(5) 大学4卒	① 学校教育法による4年制の大学の卒業 ② 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	(6) 大学専攻科卒	学校教育法による大学の専攻科の卒業
2 短大卒	(1) 短大3卒	① 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 ② 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ③ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	① 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 ② 学校教育法による高等専門学校の卒業 ③ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 ④ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	① 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 ② 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	① 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 ② 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	(3) 准看護師養成所卒	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業

備考

この表の「特別支援学校」は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第11（第12条第1項関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）
博士課程修了	21年	5年	7年	9年
修士課程修了	18年	2年	4年	6年
医学部医学科等専攻科卒	19年	3年	5年	7年
大学6卒	18年	2年	4年	6年
大学4卒	16年		2年	4年
大学専攻科卒	17年	1年	3年	5年
短大3卒	15年		1年	3年
短大2卒	14年			2年
高校専攻科卒	13年			1年
高校3卒	12年			
准看護師養成所卒	11年			

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する加える年数とする。

別表第12（第17条第1項関係）

医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1

10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1
15	1	3	1	1	1
16	1	4	1	1	1
17	1	5	1	1	1
18	1	6	1	1	1
19	1	7	1	1	1
20	1	8	1	1	1
21	1	9	1	1	1
22	1	10	1	1	1
23	1	11	1	1	1
24	1	12	1	1	1
25	1	13	1	1	1
26	1	14	1	1	1
27	1	15	1	1	1
28	1	16	1	1	1
29	1	17	1	1	1
30	1	18	2	2	2
31	1	19	3	3	3
32	1	20	4	4	4
33	1	21	5	5	5
34	1	22	6	6	6
35	1	23	7	7	7
36	1	24	8	8	8
37	1	25	9	9	9
38	1	25	10	10	9
39	1	26	11	11	10
40	1	26	12	12	10
41	1	27	13	13	11
42	2	27	14	14	11
43	3	28	15	15	12
44	4	28	16	16	12
45	5	29	17	17	13
46	6	30	17	18	14
47	7	31	18	19	15
48	8	32	18	20	16

49	9	33	19	21	17
50	9	33	19	21	18
51	10	34	20	22	19
52	10	34	20	22	20
53	11	35	21	23	21
54	11	35	22	23	22
55	12	36	23	24	23
56	12	36	24	24	24
57	13	37	25	25	25
58	14	37	25	26	25
59	16	38	26	27	26
60	16	38	26	28	26
61	17	39	27	29	27
62	18	39	27	30	27
63	19	40	28	31	28
64	20	40	28	32	28
65	21	41	29	33	29
66	21	41	29	33	30
67	22	41	30	34	31
68	22	42	30	34	32
69	23	42	31	35	33
70	23	42	31	35	34
71	24	43	32	36	35
72	24	43	32	36	36
73	25	43	33	37	37
74	25	44	33	38	37
75	26	44	33	39	37
76	26	44	34	40	38
77	27	45	34	41	38
78	27	45	34	41	38
79	28	46	35	42	39
80	28	46	35	42	39
81	29	47	35	43	39
82	29	47	36	43	40
83	30	48	36	44	40
84	30	48	36	44	40
85	31	49	37	45	41
86	31	49	37	45	41
87	32	49	37	45	42

88	32	49	38	46	42
89	33		38	46	43
90	34		38	46	43
91	35		39	47	44
92	36		39	47	44
93	37		39	47	
94	37		40	48	
95	38		40	48	
96	38		40	48	
97	39			49	
98	39			49	
99	40			50	
100	40			50	
101	41				
102	41				
103	41				
104	42				
105	42				
106	42				
107	43				
108	43				
109	43				
110	44				
111	44				
112	44				
113	45				
114	45				
115	45				
116	46				

医療職給料表（二）及び事務職給料表昇格時号給対応表

6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	2	1	1	1
15	1	1	1	3	3	1	1	1
16	1	1	1	4	4	1	1	1
17	1	1	1	5	5	1	1	1
18	1	1	1	6	6	1	2	1
19	1	2	2	7	7	1	3	1
20	1	3	3	8	8	1	4	1
21	1	4	4	9	9	1	5	1
22	1	5	5	10	10	2	5	1
23	1	6	6	11	11	3	6	1
24	1	7	7	12	12	4	6	1
25	1	8	8	13	13	5	7	1
26	1	9	9	14	14	6	7	2
27	1	10	10	15	15	7	8	3
28	1	11	11	16	16	8	8	4
29	1	12	12	17	17	9	9	5
30	1	13	13	18	18	10	10	5
31	1	14	14	19	19	11	11	5
32	1	15	15	20	20	12	12	5
33	1	16	16	21	21	13	13	5
34	2	16	17	22	21	13	13	5
35	3	17	18	23	22	14	14	6
36	4	17	19	24	22	14	14	6
37	5	18	20	25	23	15	15	6
38	6	18	21	26	23	15	15	6
39	7	19	22	27	24	16	16	6
40	8	19	23	28	24	16	16	6
41	9	20	24	29	25	17	17	7
42	10	21	24	30	26	18	17	7
43	11	22	25	31	27	19	17	7
44	12	23	25	32	28	20	18	7

45	13	24	26	33	29	21	18	7
46	13	25	26	34	30	21	18	
47	14	26	27	35	31	22	19	
48	14	27	27	36	32	22	19	
49	15	28	28	37	33	23	19	
50	15	28	29	37	34	23	20	
51	16	29	30	38	35	24	20	
52	16	29	31	38	36	24	20	
53	17	30	32	39	37	25	21	
54	17	30	33	39	38	25	21	
55	18	31	34	40	39	26	21	
56	18	31	35	40	40	26	21	
57	19	32	36	41	41	27	21	
58	19	32	36	41	41	27	21	
59	20	33	37	41	42	28	22	
60	20	33	37	42	42	28	22	
61	21	34	38	42	43	29	22	
62	21	34	38	42	43	29		
63	22	35	39	43	44	30		
64	22	35	39	43	44	30		
65	23	36	40	43	45	31		
66	23	37	40	44	45	31		
67	24	38	40	44	45	32		
68	24	39	41	44	45	32		
69	25	40	41	45	46	33		
70	25	40	41	45	46	33		
71	25	40	42	45	46	33		
72	26	41	42	45	46	33		
73	26	41	42	46	47	34		
74	26	41	43	46	47	34		
75	27	42	43	46	47	34		
76	27	42	43	46	47	34		
77	27	42	44	47	48	35		
78	28	43	44	47	48	35		
79	28	43	44	47	48	35		
80	28	43	44	47	48	35		
81	29	44	45	48	49	36		
82	29	44	45	48	49	36		
83	29	44	45	48	49	36		

84	30	44	45	48	49	36		
85	30	44	46	49	50	37		
86	30	44	46	49	50			
87	31	45	46	49	50			
88	31	45	46	49	50			
89	31	45	47	50	51			
90	32	45	47	50	51			
91	32	45	47	50	51			
92	32	45	47	50	51			
93	33	46	48	51	52			
94		46	48		52			
95		46	48		52			
96		46	48		52			
97		46	48		53			
98		46	49		53			
99		47	49		53			
100		47	49		53			
101		47	49		53			
102		47	49					
103		47	50					
104		47	50					
105		48	50					
106		48	50					
107		48	50					
108		48	51					
109		48	51					
110		49	51					
111		49	51					
112		49	51					
113		49	52					
114		49						
115		50						
116		50						
117		50						
118		50						
119		50						
120		51						
121		51						
122		51						

123		51							
124		51							
125		52							

別表第12の2（第18条第1項関係）

医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	41	13	29	29	29
2	42	14	30	30	30
3	43	15	31	31	31
4	44	16	32	32	32
5	45	17	33	33	33
6	46	18	34	34	34
7	47	19	35	35	35
8	48	20	36	36	36
9	50	21	37	37	38
10	52	22	38	38	40
11	54	23	39	39	42
12	56	24	40	40	44
13	57	25	41	41	45
14	58	26	42	42	46
15	59	27	43	43	47
16	59	28	44	44	48
17	61	29	46	45	49
18	62	30	48	46	50
19	63	31	50	47	51
20	64	32	52	48	52
21	66	33	53	50	53
22	68	34	54	52	54
23	70	35	55	54	55
24	72	36	56	56	56
25	74	38	58	57	58
26	76	40	60	58	60
27	78	42	62	59	62
28	80	44	64	60	64
29	82	45	66	61	65
30	84	46	68	62	66
31	86	47	70	63	67
32	88	48	72	64	68
33	89	50	75	66	69
34	90	52	78	68	70

35	91	54	81	70	71
36	92	56	84	72	72
37	94	58	87	73	75
38	96	60	90	74	78
39	98	62	93	75	81
40	100	64	96	76	84
41	103	67	96	78	86
42	106	70	96	80	88
43	109	73	96	82	90
44	112	76	96	84	92
45	115	78	96	87	92
46	116	80	96	90	92
47	116	82	96	93	92
48	116	84	96	96	92
49	116	88	96	98	92
50	116	88	96	100	92
51	116	88	96	100	92
52	116	88	96	100	92
53	116	88	96	100	92
54	116	88	96	100	92
55	116	88	96	100	92
56	116	88	96	100	92
57	116	88	96	100	92
58	116	88	96	100	92
59	116	88	96	100	92
60	116	88	96	100	92
61	116	88	96	100	92
62	116	88	96	100	92
63	116	88	96	100	92
64	116	88	96	100	92
65	116	88	96	100	92
66	116	88	96	100	92
67	116	88	96	100	92
68	116	88	96	100	92
69	116	88	96	100	92
70	116	88	96	100	92
71	116	88	96	100	92
72	116	88	96	100	92
73	116	88	96	100	92
74	116	88	96	100	92
75	116	88	96	100	92
76	116	88	96	100	92
77	116	88	96	100	92
78	116	88	96	100	92

79	116	88	96	100	92
80	116	88	96	100	92
81	116	88	96	100	
82	116	88	96	100	
83	116	88	96	100	
84	116	88	96	100	
85	116	88	96	100	
86	116	88	96	100	
87	116	88	96	100	
88	116	88	96	100	
89		88	96	100	
90		88	96	100	
91		88	96	100	
92		88	96	100	
93		88	96		
94		88	96		
95		88	96		
96		88	96		
97			96		
98			96		
99			96		
100			96		

医療職給料表（二）及び事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	18	18	13	13	21	17	25
2	34	19	19	14	14	22	18	26
3	35	20	20	15	15	23	19	27
4	36	21	21	16	16	24	20	28
5	37	22	22	17	17	25	22	34
6	38	23	23	18	18	26	24	40
7	39	24	24	19	19	27	26	45
8	40	25	25	20	20	28	28	45
9	41	26	26	21	21	29	29	45
10	42	27	27	22	22	30	30	45
11	43	28	28	23	23	31	31	45
12	44	29	29	24	24	32	32	45
13	46	30	30	25	25	34	34	45
14	48	31	31	26	26	36	36	45
15	50	32	32	27	27	38	38	45
16	52	34	33	28	28	40	40	45
17	54	36	34	29	29	41	43	45

18	56	38	35	30	30	42	46	45
19	58	40	36	31	31	43	49	45
20	60	41	37	32	32	44	52	45
21	62	42	38	33	34	46	58	45
22	64	43	39	34	36	48	61	45
23	66	44	40	35	38	50	61	45
24	68	45	42	36	40	52	61	45
25	71	46	44	37	41	54	61	45
26	74	47	46	38	42	56	61	45
27	77	48	48	39	43	58	61	45
28	80	50	49	40	44	60	61	45
29	83	52	50	41	45	62	61	45
30	86	54	51	42	46	64	61	45
31	89	56	52	43	47	66	61	45
32	92	58	53	44	48	68	61	45
33	93	60	54	45	49	72	61	45
34	93	62	55	46	50	76	61	45
35	93	64	56	47	51	80	61	45
36	93	65	58	48	52	84	61	45
37	93	66	60	50	53	85	61	45
38	93	67	62	52	54	85	61	45
39	93	68	64	54	55	85	61	45
40	93	71	67	56	56	85	61	45
41	93	74	70	59	58	85	61	45
42	93	77	73	62	60	85	61	
43	93	80	76	65	62	85	61	
44	93	86	80	68	64	85	61	
45	93	92	84	72	68	85	61	
46	93	98	88	76	72	85		
47	93	104	92	80	76	85		
48	93	109	97	84	80	85		
49	93	114	102	88	84	85		
50	93	119	107	92	88	85		
51	93	124	112	93	92	85		
52	93	125	113	93	96	85		
53	93	125	113	93	101	85		
54	93	125	113	93	101	85		
55	93	125	113	93	101	85		
56	93	125	113	93	101	85		
57	93	125	113	93	101	85		
58	93	125	113	93	101	85		
59	93	125	113	93	101	85		
60	93	125	113	93	101	85		
61	93	125	113	93	101	85		

62	93	125	113	93	101			
63	93	125	113	93	101			
64	93	125	113	93	101			
65	93	125	113	93	101			
66	93	125	113	93	101			
67	93	125	113	93	101			
68	93	125	113	93	101			
69	93	125	113	93	101			
70	93	125	113	93	101			
71	93	125	113	93	101			
72	93	125	113	93	101			
73	93	125	113	93	101			
74	93	125	113	93	101			
75	93	125	113	93	101			
76	93	125	113	93	101			
77	93	125	113	93	101			
78	93	125	113	93	101			
79	93	125	113	93	101			
80	93	125	113	93	101			
81	93	125	113	93	101			
82	93	125	113	93	101			
83	93	125	113	93	101			
84	93	125	113	93	101			
85	93	125	113	93	101			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125		93				
95	93	125		93				
96	93	125		93				
97	93	125		93				
98	93	125		93				
99	93	125		93				
100	93	125		93				
101	93	125		93				
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						

106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

別表第13（第24条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員療養規程第3条第2項の規定による休務の期間	2分の1
就業規則第62条第1項第1号の規定による休職又は業務外の負傷若しくは疾病による休職の期間	3分の1（結核性疾患によるものである場合にあっては2分の1）
就業規則第62条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3
就業規則第62条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間	3分の2（先行する休職が業務に基づくものである場合にあっては3分の3）
就業規則第62条第1項第5号の規定による休職の期間（原因である災害が業務上の災害と認められるものを除く。）	3分の1
その他理事長が必要と認める期間	3分の3以内
備考	この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける号給を受けるに至った日以後の休職等の期間（休職等の期間に先行する欠勤を含む。）に限るものとする。

別表第14 削除

別表第15 (第33条関係)

期間の区分	支給額(新)	期間の区分	支給額(新)
1年未満	251,700円	18年以上19年未満	243,900円
1年以上2年未満	251,700円	19年以上20年未満	241,300円
2年以上3年未満	251,700円	20年以上21年未満	238,700円
3年以上4年未満	251,700円	21年以上22年未満	227,300円
4年以上5年未満	251,700円	22年以上23年未満	215,400円
5年以上6年未満	251,700円	23年以上24年未満	203,400円
6年以上7年未満	251,700円	24年以上25年未満	191,600円
7年以上8年未満	251,700円	25年以上26年未満	179,800円
8年以上9年未満	251,700円	26年以上27年未満	165,400円
9年以上10年未満	251,700円	27年以上28年未満	151,100円
10年以上11年未満	251,700円	28年以上29年未満	136,800円
11年以上12年未満	251,700円	29年以上30年未満	122,500円
12年以上13年未満	251,700円	30年以上31年未満	107,500円
13年以上14年未満	251,700円	31年以上32年未満	92,700円
14年以上15年未満	251,700円	32年以上33年未満	77,500円
15年以上16年未満	251,700円	33年以上34年未満	59,500円
16年以上17年未満	249,100円	34年以上35年未満	41,100円
17年以上18年未満	246,500円		

別表第16 (第62条関係)

業務	基礎額		
	時間内	時間外	深夜又は休日等
(緊急)超急性期脳卒中加算入院 (緊急)冠動脈造影検査(インターベンション)を予定していたが、病状が重症なため検査のみで終わった場合をいう)	所定点数の 10%	所定点数の 20%	
(緊急)内視鏡的消化管止血術(救急搬送患者又は緊急入院後24時間以内)	10,000円	20,000円	30,000円
(緊急)小腸結腸内視鏡的消化管止血術(同上)	所定点数の 10%	25,000円	50,000円
(緊急)ERCP内視鏡的胆道ステント留置術(同上)	所定点数の 10%	15,000円	30,000円
(緊急)経尿道的尿管ステント留置術(同上)	所定点数の	10,000円	15,000円

	10%		
--	-----	--	--

別表第16の2（第70条の2関係）

資格等	認定団体
専門看護師	(公社) 日本看護協会

別表第16の3（第70条の2関係）

資格等	認定団体
認定看護師	(公社) 日本看護協会
認定看護管理者	(公社) 日本看護協会
看護師の特定行為研修の修了者	厚生労働省指定研修機関
放射線治療専門放射線技師	(一社) 日本放射線治療専門放射線技師認定機構
医学物理士	(一財) 医学物理士認定機構
核医学専門技師	(一社) 日本核医学専門技師認定機構
磁気共鳴専門技術者	(特非) 日本磁気共鳴専門技術者認定機構
超音波検査士	(公社) 日本超音波医学会
細胞検査士	(公社) 日本臨床細胞学会
国際細胞検査士	(公社) 日本臨床細胞学会
認定輸血検査技師	(一社) 日本輸血・細胞治療学会
感染制御認定臨床微生物検査技師	(一社) 日本臨床微生物学会
認定臨床微生物検査技師	(一社) 日本臨床微生物学会
認定病理検査技師	(一社) 日本臨床衛生検査技師会 (一社) 日本病理学会
認定一般検査技師	(一社) 日本臨床衛生検査技師会
栄養サポートチーム専門療法士	(一社) 日本臨床栄養代謝学会
病態栄養専門管理栄養士	(一社) 日本病態栄養学会
がん病態栄養専門管理栄養士	(一社) 日本病態栄養学会 (公社) 日本栄養士会
静脈経腸栄養 (TNT-D) 管理栄養士	(公社) 日本栄養士会
認定管理栄養士	(公社) 日本栄養士会
食物アレルギー分野管理栄養士	(公社) 日本栄養士会
摂食嚥下リハビリテーション専門管理栄養士	(一社) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 (公社) 日本栄養士会
糖尿病病態栄養専門管理栄養士	(一社) 日本病態栄養学会 (公社) 日本栄養士会
腎臓病病態栄養専門管理栄養士	(一社) 日本病態栄養学会 (公社) 日本栄養士会
NST コーディネーター	(一社) 日本病態栄養学会
臨床栄養代謝専門療法士	(一社) 日本臨床栄養代謝学会
心血管インターベンション技師	(一社) 日本心血管インターベンション治療学会
体外循環技術認定士	(一社) 日本人工臓器学会 (一社) 日本胸部外科学会

	(特非) 日本心臓血管外科学会 (一社) 日本体外循環医学会
認定集中治療関連臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
植込み型心臓不整脈デバイス認定士	(一社) 日本不整脈心電学会
不整脈治療専門臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
血液浄化専門臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
呼吸治療専門臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
手術関連専門臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
心・血管カテーテル関連専門臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
内視鏡関連専門臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
認定血液浄化関連臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
認定医療機器管理関連臨床工学技士	(公社) 日本臨床工学技士会
認定理学療法士	(公社) 日本理学療法士協会
認定作業療法士	(一社) 日本作業療法士協会
認定言語聴覚士	(一社) 日本言語聴覚士協会
心臓リハビリテーション指導士	(特非) 日本心臓リハビリテーション学会
腎臓リハビリテーション指導士	(一社) 日本腎臓リハビリテーション学会
日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士	(一社) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会
認定視能訓練士	(公社) 日本視能訓練士協会
認定歯科衛生士	(特非) 日本歯周病学会
認定専門心理士	(公社) 日本老年精神医学会
認知症ケア専門士	(一社) 日本認知症ケア学会
専門薬剤師	(一社) 日本医療薬学会
指導薬剤師	(一社) 日本医療薬学会
日本病院薬学認定薬剤師	(一社) 日本病院薬剤師会
専門薬剤師	(一社) 日本病院薬剤師会
認定薬剤師	(一社) 日本病院薬剤師会
抗菌化学療法認定薬剤師	(公財) 日本化学療法学会
緩和薬物療法認定薬剤師	(一社) 日本緩和医療薬学会
緩和医療専門薬剤師	(一社) 日本緩和医療薬学会
外来がん治療認定薬剤師	(一社) 日本臨床腫瘍薬学会
外来がん治療専門薬剤師	(一社) 日本臨床腫瘍薬学会
栄養サポートチーム専門療法士（薬剤師）	(一社) 日本臨床栄養代謝学会
腎臓病薬物療法認定薬剤師	(一社) 日本腎臓病薬物療法学会
腎臓病薬物療法専門薬剤師	(一社) 日本腎臓病薬物療法学会
クリニカル・トキシコロジスト	(一社) 日本中毒学会

別表第17 (第80条第1項及び第2項関係)

適用給料表	職員の職	月額
医療職給料表(一)	総長	150,000円
	院長	140,000円
	医監及び副院長	130,000円

	医務局長	120,000円
	診療科部長	100,000円
	副院長	102,000円
	法人本部長、事務局長、看護局長及び医療技術局長	100,000円
医療職給料表(二)及び事務職給料表	法人副本部長、事務局次長、看護局次長、医療技術局次長、地域医療連携室長及び医療の質・安全管理室長	70,000円
	法人本部長補佐、参事(8級及び7級の職務)、課長、看護師長、副部長(薬剤部)、科長、地域医療連携室次長及び医療の質・安全管理室次長	60,000円
	総括主幹、副看護師長及び副科長	40,000円

別表第18(第87条第5項関係)

適用給料表	職員	加算割合
医療職給料表(一)	6級及び5級の職務にある職員	100分の20
	4級及び3級の職務にある職員	100分の15
	2級の職務にある職員	100分の10
	1級の職務にある職員	100分の5
医療職給料表(二)及び事務職給料表	9級及び8級の職務のうち参事以外の職務にある職員	100分の20
	8級の職務のうち参事の職務にある職員並びに7級及び6級の職務にある職員	100分の15
	5級の職務にある職員及び4級47号給又は3級100号給以上の給料月額を受ける職員	100分の10
	4級46号給又は3級99号給以内の職務にある職員	100分の5